

笠松中央交流センター他2施設照明設備LED化事業賃貸借業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

二酸化炭素削減による脱炭素社会の実現及び経費削減による財政負担の軽減を目的として、本町の対象施設の照明設備を賃貸借方式によりLED照明に更新する。

なお、笠松中央交流センター他2施設照明設備LED化事業賃貸借業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、調査、設計、施工、賃貸借及び維持管理を一括で委託できる、本町に最も適した事業を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

笠松中央交流センター他2施設照明設備LED化事業賃貸借業務

(2) 業務内容

笠松中央交流センター他2施設照明設備LED化事業賃貸借業務仕様書による。

(3) 対象施設

「笠松中央交流センター」、「総合交流センター」、「福祉健康センター」の3施設

(4) 照明器具の種別及び数量

「既設照明・提案照明一覧表及び省エネ試算表」（様式第10号）のとおり

※「既設照明・提案照明一覧表及び省エネ試算表」（様式第10号）については、参加資格があると認められた者に別途配布する。なお、本町の都合により、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。ただし、「(6) 提案上限額」で示す全対象施設の賃貸借料の総額を超えることはない。

(5) 契約方式及び賃貸借期間

ア 工事期間

契約締結日～令和9年3月31日

イ 賃貸借契約 10年（120か月）

賃貸借開始日については、以下のとおりとする。

令和9年4月1日～令和19年3月31日

※各施設の施工・賃貸借契約のスケジュールについては、受注者の提案や発注者との協議のより決定する。

※賃貸借期間終了後は、町に無償譲渡されるものとする。

(6) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

全対象施設の賃貸借料の総額

72,566,000円

### 3 スケジュール（予定）

内 容	日 時 等
公告日	令和8年6月4日（木）
質問受付期間	令和8年6月16日（火）まで
質疑への回答	令和8年6月19日（金）まで随時
参加意向申請書等の提出期限	令和8年6月22日（月）
参加資格確認結果発表（通知）	令和8年6月24日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年7月7日（火）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年7月13日（月）
結果発表（公表・通知）	令和8年7月下旬頃

### 4 参加資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、リース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、本プロポーザルへの参加申込時に全構成員を明らかにして、本業務に係る連帯責任を負うものとする。また、各構成員が以下の役割を分担するものとする。
- ア リース役割 契約等諸手続きを行い事業遂行全般の責を負う事業者  
イ 施工役割 工事に関する業務をすべて実施する事業者  
ウ 調査設計役割 調査・設計業務を実施する事業者
- ※1 上記ア～ウ以外の本業務に必要とされる事業者がいる場合は、構成員に含めることができる。
- ※2 グループの代表者はリース役割事業者（以下「代表者」という。）とする。
- ※3 リース役割以外の各役割は、一者でなく、複数社での構成も可とする。
- (2) 代表者であるリース役割の事業者は、令和8・9・10年度笠松町入札参加資格者名簿において、「レンタル・リース」に登録された岐阜県、愛知県または三重県に本社、支社、支店、営業所または事業所のいずれかを有する事業者であること。
- (3) 代表者は、過去5年間（令和3年4月1日から参加意向申請書の提出日までをいう。）に、国又は地方公共団体が発注した本業務と同種の公共施設LED照明賃貸借業務についての実績を有すること。
- (4) 施工役割の事業者は、笠松町入札参加資格者名簿（岐阜県共同受付）において「電気工事」に登録された者で、町内、岐南町、羽島市、各務原市または岐阜市内に本社、支社、支店、営業所または事業所のいずれかを置き、かつ事業において特定建設業の許可を取得していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 笠松町、国、地方公共団体等から入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (7) 笠松町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱（平成27年笠松町告示第10号）に基づく入札参加資格停止措置の期間中でない者であ

ること。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (11) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (12) 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- (13) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

## 5 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。

### (2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本町は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。

### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

### (4) 本町が提供する資料の扱い

本町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

### (5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

### (6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

### (7) 構成員の変更の禁止

参加意向申請書提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、本町と協議を行い、本町が認めたときはこの限りでない。

### (8) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類を変更することはできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

### (9) 虚偽の記載の禁止

提出書類等に虚偽の記載をした場合には、本プロポーザル参加資格を無効にする。

## 6 事業者選定の流れ

- (1) 応募者の要件  
本提案募集への代表者及び構成員は、「4 参加資格要件」を満たす者とする。
- (2) 応募資格要件の確認及び提案要請  
参加表明した者の応募資格要件を確認し、結果を代表者に通知する。
- (3) 受託候補者の選定  
笠松町公共施設照明設備LED化事業賃貸借業務プロポーザル審査委員会により、提案内容を審査し、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。
- (4) 基本協定書の締結  
本町及び受託候補者は、賃貸借計画の締結に向けた詳細協議を実施するため、基本協定書を締結する。
- (5) 詳細協議  
受託候補者は、現地調査を実施し、契約の諸条件等について詳細協議を進めるものとする。詳細については、「12 契約に関する事項」を参照すること。

## 7 資料の配布

- (1) 配布期間  
令和8年6月4日（木）から
- (2) 配布方法  
町公式ウェブサイトから必要に応じてダウンロードし、使用すること。
- (3) 配布資料  
実施要領、様式一式その他付随資料

## 8 質疑の受付及び回答

- (1) 提出方法  
本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書（様式第7号）」により、「14 問合せ先」宛てに電子メールにて提出し、電話にて到達確認を行うこと。  
なお、件名を「笠松中央交流センター他2施設照明設備LED化事業賃貸借業務プロポーザルに関する質問【事業者名】」とし、電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。
- (2) 提出方法  
令和8年6月16日（火）午後5時まで
- (3) 質疑回答  
令和8年6月19日（金）まで随時、町公式ウェブサイトにて公開する。  
※質問の回答内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

## 9 参加申込の手続き

- 本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加意向申請書等を提出すること。
- (1) 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

本要領「14 問合せ先」に同じ

(3) 提出方法

「(4) 提出書類」について、提出する紙原本に代表者印を押印したもの1部を持参又は郵送若しくは託送にて提出すること。

※郵送等する場合は、提出期限までに必着することとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。なお、送付物の到達確認を電話により行うこと。

(4) 提出書類

ア 参加意向申請書（様式第1号）

グループの代表者にて参加意向申請書を提出すること。

イ グループ構成表（様式第2号）

応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明記する。

ウ 委任状（様式第3号）

本事業における事務手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。

エ 会社概要書（様式第4号）

会社概要には、本社所在地、支店等の所在、代表者職氏名、設立年月日、資本金、従業員数（うち技術者数）及び会社の事業概要について具体的に記載し、構成員ごとに提出すること。

オ 業務実績調書（様式第5号）

構成員ごとに、同種業務の受注実績を記載し、提出すること。なお、同種業務とは公共施設LED化に関する業務のことをいう。また、受注実績を確認するため、契約書等の写し（契約内容が確認できる部分のみで可）を添付すること。

カ 参加資格確認書（様式第6号）

グループの代表者にて参加資格確認書を提出すること。

(5) 参加資格確認結果の通知

提出された書類を基に参加資格を確認し、参加資格の結果を応募者（代表者）に通知する。同時に、既設照明・提案照明一覧表及び省エネ試算表（様式第10号）を配布する。なお、提出書類に不備があった場合には、失格とする。

## 10 企画提案書等の提出

参加資格がある旨の結果通知を受けた者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年7月7日（火）午後5時まで

(2) 提出場所

本要領「14 問合せ先」に同じ

(3) 提出方法

提出する紙媒体は、表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたもの

6部（正本1部、副本5部）を持参又は郵送若しくは託送にて提出すること。なお、「(4)ア 提案書提出届」については、正本の書類に原本を添付し、副本にはその写しを添付すること。

※郵送等する場合は、提出期限までに必着することとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出書類

ア 提案書提出届（様式第8号）

イ 提案書

ウ 既設照明・提案照明一覧表及び省エネ試算表（様式第10号）

エ リース費内訳明細書

現地詳細調査後の費用増減を決めるため、諸経費等を施設ごとに按分し、各施設の使用機器ごとの製品代及び施工費について内訳明細を記載すること。

オ 機器仕様明細書

(5) 提案書の作成方法

笠松中央交流センター他2施設照明設備LED化事業賃貸借業務仕様書に基づき、A3サイズ片面5枚以内（様式自由、図表の挿入可）とし、原則、本文のフォントは資料として読みやすいフォントを使用して、サイズを10.5ポイントとし、次の内容を記載すること。

ア 事業計画等

(ア) 事業者の体制

各役割の会社概要及び業務担当者等の情報を記載すること。

(イ) スケジュール、施工方法及び作業時間等

「別表2 業務スケジュール」を参考に現地調査、詳細協議、契約締結、施工及び賃貸借開始等の一連の工程内容を記載すること。また、施工方法や作業時間等について配慮または工夫する点を記載すること。

(ウ) 地元事業者の活用

経済活性化の観点から、地元事業者の活用について記載すること。

なお、地元事業者とは、笠松町入札参加資格者名簿に登録された町内、岐南町、羽島市、各務原市または岐阜市内に本社、支社、支店、営業所または事業所を置く電気工事会社とする。

イ 環境対策・省エネ効果

「既設照明・提案照明一覧表及び省エネ試算表（様式第10号）」に記載の条件において、省エネ効果（賃貸借期間10年間の消耗品費削減額、電気使用料金削減額、電力量削減量、排出二酸化炭素削減量など）について記載すること。

ウ 使用機器選定基準

施設や器具種類等ごとに、どのような基準で機器を選定するか記載すること。

また、照明器具の機能について、施設の日常の使用目的や保全管理を考慮した有益性のある提案を記載すること。

エ 物品保守

(ア) 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

(イ) 維持管理・保守の実施体制

不具合時の対応体制について記載すること。

オ その他

(ア) ア～エまでの他に、本町にとって有益性のある創意工夫の提案を記載すること。

(イ) 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

カ リース費用

施設ごとに、一か月あたりの賃貸借料及び賃貸借期間の支払総額を記載すること。

## 11 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された提案書について、笠松町公共施設照明設備LED化事業賃貸借業務プロポーザル審査委員会が審査する。

### (1) 審査の流れ

ア 審査は、提出された企画提案書の内容と、企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を踏まえるものとする。

イ プレゼンテーション等の出席者は5名以内とし、説明は本事業に主に携わる予定の担当者とする。

ウ 日程及び会場等については、別途通知する。

エ プレゼンテーション等は、参加者が提出した企画提案書の内容を用いて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。

オ プレゼンテーション等では、町が準備するスクリーン等を使用し、企画提案書に基づいて説明することを基本とする。なお、スクリーン、プロジェクター及び接続用ケーブル（HDMI端子）は町で準備するが、パソコン等その他必要機器は提案者の持ち込みとする。

カ 1者につき20分以内のプレゼンテーションを行い、その後に審査委員による質疑を10分程度行う。なお、準備や片づけを含め、40分を超えることはできない。

キ プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。

### (2) 審査の方法

ア 応募者からの提案書及びプレゼンテーション等をもとに提案内容の実行能力を審査する。

イ 審査の結果、審査員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を受託候補者とし、事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提案された見積額がより低い応募者を優先交渉権者とする。

なお、応募者が1者だけの場合でも、審査会を実施し、審査を行う。

また、本プロポーザルで最優秀提案者として選定された事業者は、審査の結果、最適な事業者として選定した者であり、最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

ウ 配点の6割を最低基準とし、最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

エ 審査に係る評価及び採点に関する異議は受け付けない。

(3) 審査項目

審査項目は別表1のとおりとする。

(4) 審査結果の通知

審査を受けた全ての事業者に対し、審査の結果を通知する。

(5) 失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合

(イ) 虚偽の内容が記載・提示されている場合

(ウ) 委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

(エ) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

(オ) 契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合

(カ) その他、本要領に違反すると認められた場合

## 12 契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

本町及び受託候補者は、賃貸借契約の締結に向けた詳細協議を実施するため、基本協定書を締結する。

(2) 現地調査及び詳細協議

受託候補者は、自己の責任と費用において、本業務に関して必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができるものとし、本町は、必要かつ可能な範囲で協力するものとする。

ア 受託候補者は、提案した内容の賃貸借料の根拠となる内訳明細書を提出すること。この内訳明細書を用いて、調査後の増減を決めるため、諸経費等按分して、使用機器ごとの製品代、工事費の単価内訳も添付すること。また、公表するデータ「既設照明・提案照明一覧表及び省エネ試算表（様式第10号）」は図面を元にリスト化したデータであり、施設の現況と必ずしも一致する内容ではないことから、設置作業に先立って、記載内容と現地との整合確認のために、必ず現地調査を実施し、現況に即した内容に更新すること。

なお、現地調査を行う際は、各施設と協議し、施設運営に支障が出ないように配慮すること。

イ 詳細協議においては、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、賃貸借契約内容について、本町と協議を行うものとする。

(ア) 調査期間

各施設の工事着手前の期間にて行う。

(イ) 提出物

- a 賃貸借契約に係る見積書・施設ごとの内訳書
- b 既設照明・提案照明一覧表及び省エネ試算表（様式第10号）
- c 施工計画書

(3) 契約の締結

- ア 契約内容について、本町と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。
- イ 契約金額については、提案書等で提示された金額を基に協議により決定する。
- ウ 本町と受託候補者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点者と基本協定書を締結し、詳細協議を行うものとする。

### 13 その他

(1) 情報公開及び提供

町は応募者から提出された企画提案書等について、笠松町情報公開条例（平成9年6月30日条例第14号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示となる。

(2) 参加辞退の場合

随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに辞退届（様式9号）によりその旨を届け出るものとする。

### 14 問合せ先

事務局	笠松町役場 総務部 総務課
担当者	契約管財担当
所在地	〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地
電話番号	058-388-1111
F A X	058-387-5816
Eメール	soumu@town.kasamatsu.lg.jp